

介護保険料納付書の誤送付による個人情報の漏えいについて

このたび、当町税務課職員が、介護保険料の納付書を誤送付したことにより、1名分の個人情報漏えいする事案を発生させてしまいました。

このような事態を招いたことを深く反省し、今後は、職員の個人情報の適切な取り扱いを徹底し、再発防止に努めてまいります。

令和5年5月10日

串本町

1 事案の経緯

令和5年4月4日、税務課職員が介護保険料の仮算定にかかる普通徴収分の納付書を普通郵便にて送付。

同月10日、A氏の資産管理を行っている法律事務所より、A氏の納付書に加えてB氏の納付書が同封されている旨連絡があり、直ちに訪問回収を行い、実際にA氏の封筒内にB氏の納付書を封入していたことを確認。

2 調査方法及び状況

同月10日、両名に経緯を説明し謝罪。B氏には回収済みであることの説明及び新たな納付書を交付。

3 漏えいした情報の内容

被保険者氏名、令和5年度介護保険料第3期の保険料額

4 漏えいによる二次被害状況

令和5年5月10日現在で二次被害は確認されていません。

5 事故の原因

封入時のチェック体制が不十分であったこと。

6 再発防止策

郵便物封入作業は複数人で実施し、相互確認を徹底します。

セキュリティに関する研修を実施し、個人情報の適切な取り扱いを徹底します。

7 問い合わせ窓口

串本町税務課 0735-62-0586